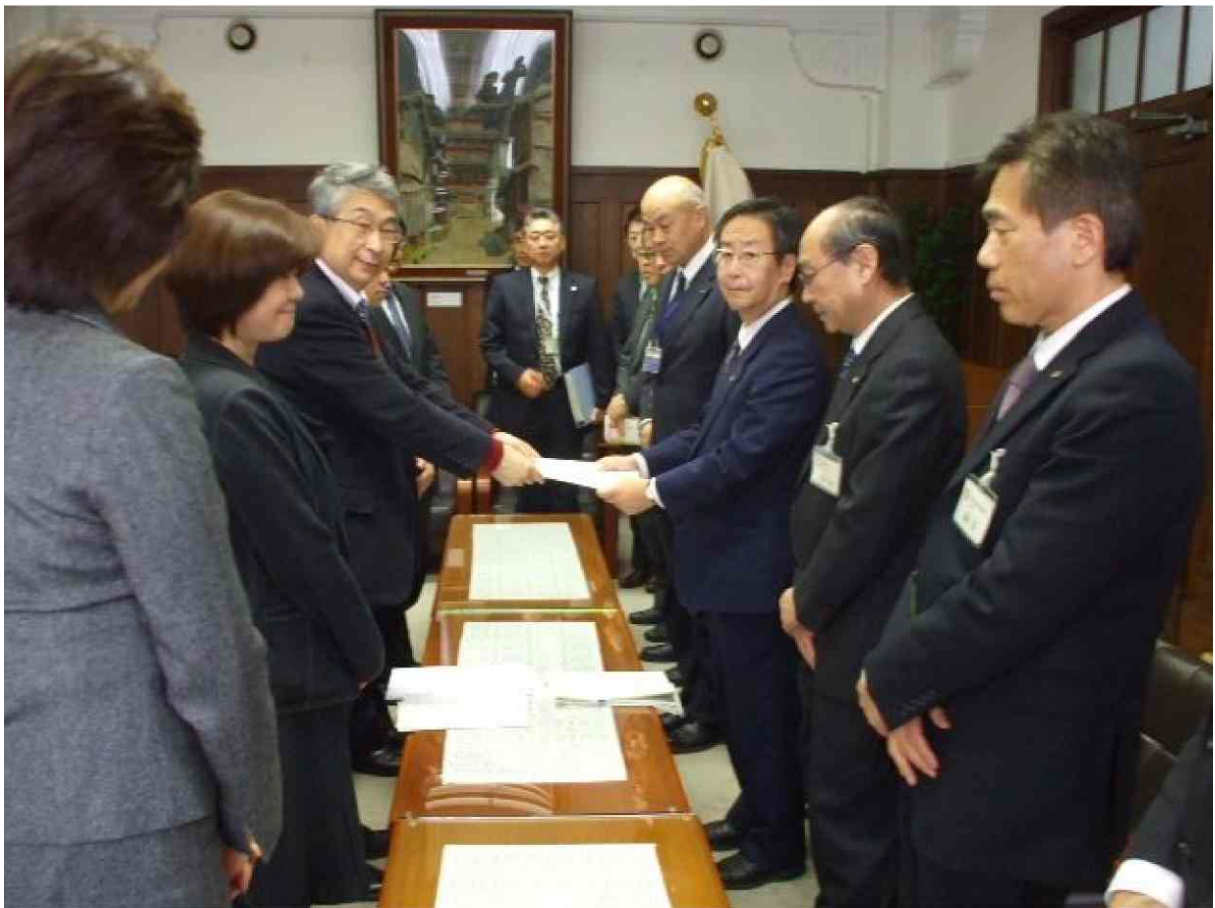


平成 26 年 2 月 3 日
建 設 局

平成 25 年度公共事業の評価に関する意見書の概要について

京都市公共事業評価委員会は、京都市が実施する公共事業の評価について、客観性及び透明性を確保するため、意見を述べる第三者機関として、平成 10 年 12 月に設置されました。今年度は平成 26 年 1 月 20 日までに、再評価の対象となった 8 事業と事後評価の対象となった 5 事業について、4 回の委員会審議を行ってきました。

平成 26 年 2 月 3 日に、委員会としての意見が「平成 25 年度公共事業の評価に関する意見書」として提出されましたので、その概要をお知らせします。



平成 25 年度 再評価審議結果

種 別	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	京阪本線淀駅付近 立体交差化事業	③	「事業継続」は妥当である。
道路事業	宮前橋改築	①	「事業継続」は妥当である。
河川事業	白川	③	「事業継続」は妥当である。
河川事業	西羽束師川支川	③	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	伏見西部第三地区	③	「事業継続」は妥当である。
土地区画整理事業	伏見西部第四地区	③	「事業継続」は妥当である。
住宅地区改良事業	崇仁北部第三地区	③	「事業継続」は妥当である。
住宅地区改良事業	崇仁北部第四地区	③	「事業継続」は妥当である。

再評価対象事業の該当条件

- ① 事業採択後 5 年間を経過した時点で未着工の事業
- ② 事業採択後 10 年間（廃棄物処理施設整備事業については 5 年間）
を経過した時点で継続中の事業
- ③ 再評価の実施後 5 年間（下水道事業については 10 年間）を経過し
た時点で継続中の事業
- ④ 事業休止している事業の内、事業再開又は事業中止しようとする
事業
- ⑤ 社会経済情勢等の急激な変化，技術革新等により再評価を実施す
ることが必要であると認められる事業

平成 2 5 年度 事後評価審議結果

種 別	事 業 名	該当 条件	審 議 結 果
街路事業	I・Ⅲ・18十条通	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
街路事業	I・Ⅲ・25鴨川東岸線 (第一工区)	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
都市公園事業	久我橋東詰公園整備事業	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
土地区画整理事業	二条駅地区	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。
廃棄物処理施設 整備事業	北部クリーンセンター 建替え整備事業	①	「今後の事後評価，改善措置とも不要」は妥当である。

事後評価対象事業の該当条件

- ① 新規採択時評価又は再評価を実施した事業の内，事業完了後5年以内（廃棄物処理施設整備事業にあっては，事業完了後7年以内）の事業
 - ② 市長その他の本市の行政機関が必要であると判断した事業